

景観保全型広告規制地区

屋外広告物の手引き

山梨県
令和5年4月

目次

景観保全型広告規制地区について	p1	4 手続き・義務	p10
1 共通基準	p2	4-1 許可申請等の手続き	p10
2 許可基準	p4	許可申請の流れ	p10
2-1 建築物を利用する広告物等に 係る基準	p4	管理者の設置	p10
建築物を利用する自家用広告物に 係る基準	p4	各種申請・届出時に必要な書類 について	p11
建築物を利用する自家用広告物 以外の広告物等に係る基準	p5	変更許可申請が不要な場合 (軽微な変更)	p11
2-2 建植する広告物等に係る基準	p5	許可期間と手数料	p12
建植する自家用広告物に係る基準	p5	4-2 表示する者の義務	p12
建植する自家用広告物以外の 広告物等(道標・案内図を除く) に係る基準	p5	許可の表示	p12
道標・案内図に係る基準	p5	管理義務	p12
2-3 工作物を利用する広告物等に 係る基準	p6	点検義務	p12
2-4 車両、船舶等を利用する広告 物等に係る基準	p7	除却義務	p12
2-5 簡易な広告物等に係る基準	p7	5 屋外広告業について	p13
3 許可が不要な広告物	p8	屋外広告業の登録・申請・書類・ 届出・責務 等	p13
3-1 自家用広告物以外の広告物に 係る適用除外基準	p8	6 違反広告物に対する措置 及び罰則	p13
3-2 自家用広告物以外の広告物に 係る適用除外基準	p9	6-1 違反広告物	p13
		措置等	p13
		6-2 罰則	p13

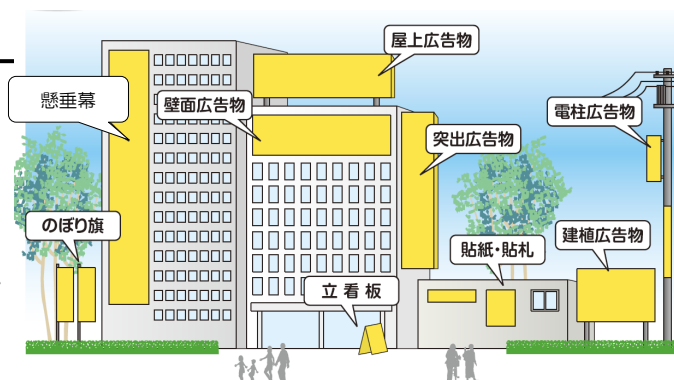
景観保全型広告規制地区について

山梨県では世界遺産に登録された富士山周辺地域の素晴らしい景観を守り育むため、道路沿道に**新たに設置する**屋外広告物について、高さや面積、色彩等の基準を厳しくしています。

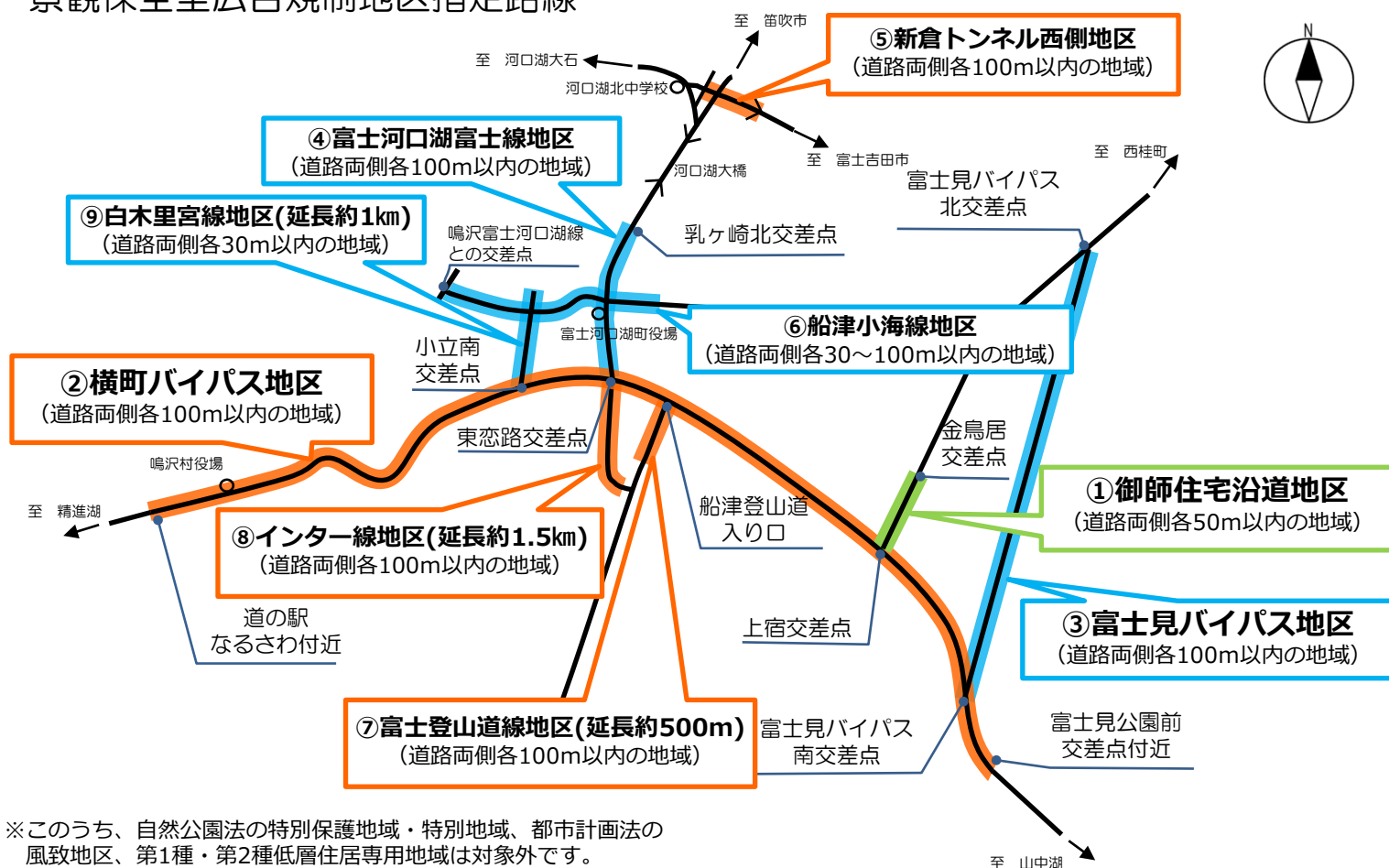
※ すでに許可を受けている広告物において、**表示内容等を変更する場合**にも新しい基準が適用されます。

◆屋外広告物とは？

- 屋外広告物の事例としては、右図のようなものがあります。
- 山梨県屋外広告物条例により一定のルールがあり、また、一定規模以上の場合、許可が必要です。



景観保全型広告規制地区指定路線



※このうち、自然公園法の特別保護地域・特別地域、都市計画法の風致地区、第1種・第2種低層住居専用地域は対象外です。

景観保全型広告規制地区の基準は、「御師住宅沿道地区の基準」(上図①)、「横町バイパス地区の基準」(上図②・⑤・⑦・⑧)、「富士見バイパス地区の基準」(上図③・④・⑥・⑨)の3種類に分かれています。

1 共通基準

(1) 使用する色彩の数が3色以下であること。(地の色を含む。)

例



3色 ○
茶・橙・白の3色



4色 ×
緑・黄・白・赤の4色



多色 ×
写真の場合、ほとんどが多色になる



多色 ×
グラデーションは多色となる

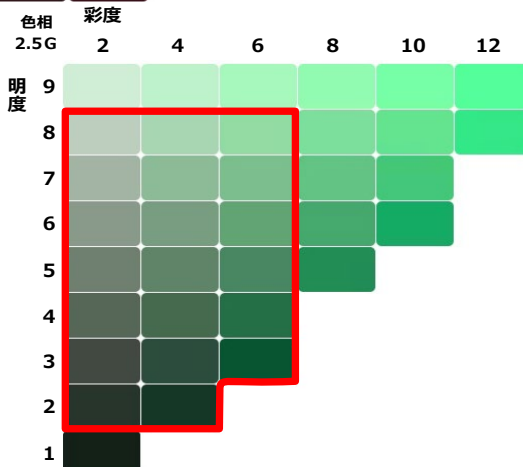
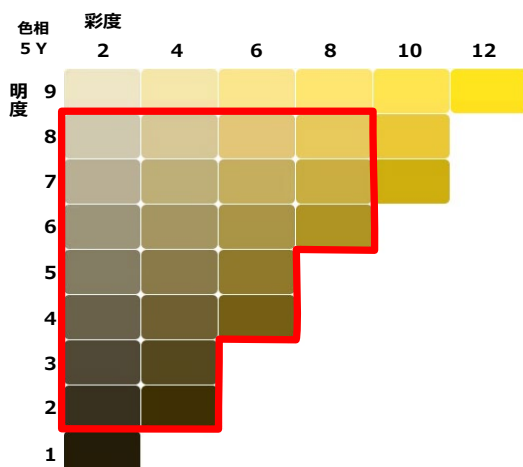
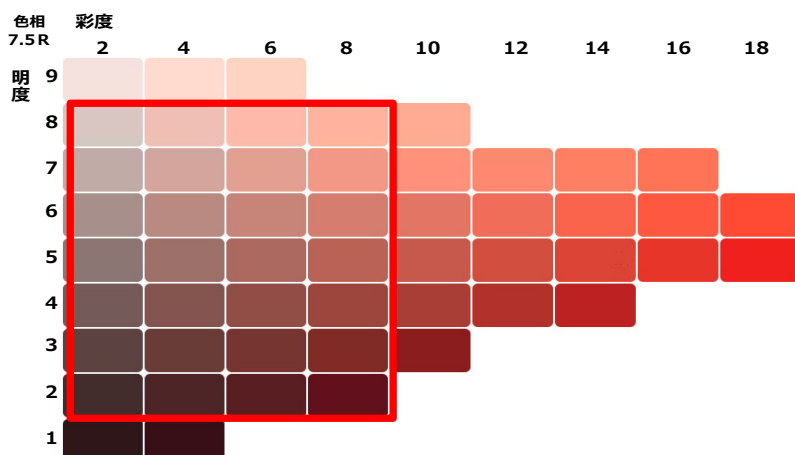
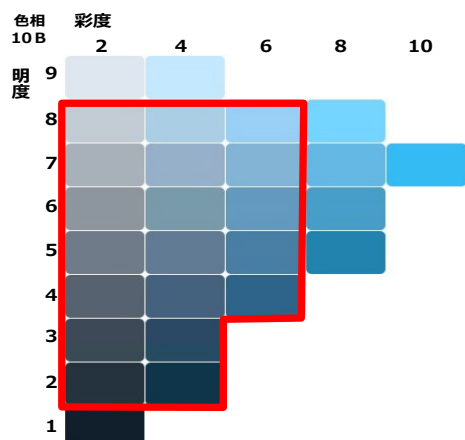
(2) 最大面積色の明度※が2以上8以下であること。ただし、無彩色(白、黒等の彩度※の値が0である色)はこの限りでない。

(道標・案内図は個別に色彩基準があります。)

(3) 最大面積色の彩度※が6以下(色相※がR,YRまたはYの場合は、8以下)であること。

例

赤い枠の中が、(2)・(3)の許可基準の範囲。



注) 印刷のため、実際の色相とは異なる場合があります。

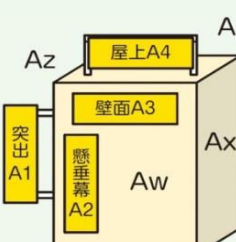
- (4) 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。
- (5) 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。
- (6) 回転灯を使用していないこと。
- (7) 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- (8) 照明が点滅しないこと。(富士見BP地区の基準の地域を除く。)
- (9) 表示内容が変化するものでないこと。(ただし、富士見BP地区の基準の地域において平成26年度まで第二種許可地域に該当した区域で、かつ、都市計画法で規定する用途地域に該当する区域内において、建築物を利用する自家用広告物であって、表示面積の合計が 0.5m^2 (両面に表示する場合にあっては 1m^2)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。)

※この基準において、色相・明度・彩度とは、日本工業規格(JIS Z8721)に定める方法により表示されるものをいう。

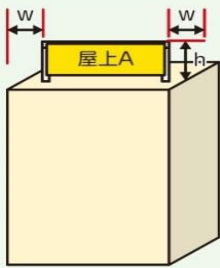
2 許可基準

2-1.建築物を利用する広告物等に係る基準

建築物を利用する自家用広告物に係る基準

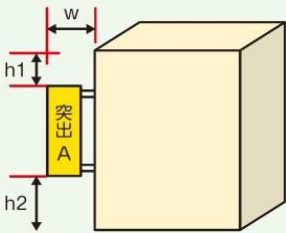
広告物の種類・基準		御師住宅地区の基準	横町B P地区の基準	富士見B P地区の基準	
	表示面積の合計の、当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div (Aw+Ax+Ay+Az)$	1/4以下		旧一許地域	旧二許地域
	同一方向から見た場合における、鉛直投影面積の割合 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div Aw$	3/10以下		3/10以下	1/2以下
	(自家用以外の広告物の表示面積も含め算出)				

1.屋上に表示され、又は設置される広告物等



許可しない

2.外壁から突出する広告物等



高さ(h)

- ・外壁の上端から突出しないこと(h1)
- ・道路面からのクリアランス
車道：h2 $\geq$ 4.5m 歩道：h2 $\geq$ 2.5m(別途、道路管理者の許可が必要)

表示面積(A)

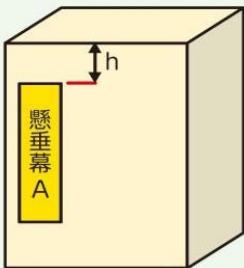
1枚1方向につき：A $\leq$ 2m²

1枚1方向につき：A $\leq$ 5m²

その他

外壁からの突出幅：W $\leq$ 1.5m

3.外壁を利用する広告物等(懸垂幕の場合)



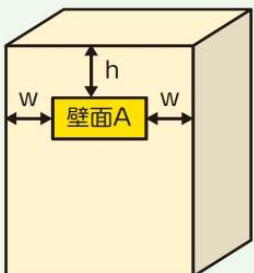
高さ(h)

外壁の上端から突出しないこと(h)

表示面積(A)

1枚につき：A $\leq$ 30m²

4.外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外の場合)



高さ(h)

外壁の上端から突出しないこと(h)

その他

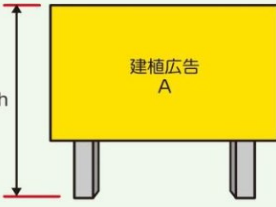
外壁の側端から突出しないこと(W)

建築物を利用する自家用広告物以外の広告物等に係る基準

広告物の種類・基準	御師住宅地区の基準	横町B P地区の基準	富士見B P地区の基準
1.屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しない		
2.外壁から突出する広告物等			
3.外壁を利用する広告物等(懸垂幕の場合)			
4.外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外の場合)			

2-2 建植する広告物等に係る基準

建植する自家用広告物に係る基準

広告物の種類・基準	御師住宅地区の基準	横町B P地区の基準	富士見B P地区の基準
	高さ(h)	$h \leq 5\text{m}$	
	表示面積(A)	1個(基)1方向につき： $A \leq 4\text{m}^2$	
	表示面積の合計(S)	1事業地あたり： $S \leq 20\text{m}^2$	

建植する自家用広告物以外の広告物等(道標・案内図を除く)に係る基準

許可しない

道標・案内図に係る基準

広告物の種類・基準	御師住宅地区の基準	横町B P地区の基準	富士見B P地区の基準
	高さ(h)	$h \leq 3\text{m}$	$h \leq 5\text{m}$
	表示面積(A)	1方向につき： $A \leq 1\text{m}^2$ 集合看板の場合： $A(\leq 1\text{m}^2) \times \text{共同表示者の数} \leq 10\text{m}^2$	1方向につき： $A \leq 2\text{m}^2$ 集合看板の場合： $A(\leq 2\text{m}^2) \times \text{共同表示者の数} \leq 16\text{m}^2$
		$S \leq 5\text{m}^2$	$S \leq 10\text{m}^2$
	複数の道標を表示、又は設置する場合の表示面積の合計(S)	複数の規制地区に道標を表示また設置する場合 A_p ：禁止地域、御師住宅地区の基準の地域、横町BP地区の基準の地域における表示面積の合計(m^2) A_s ：許可地域、富士見BP地区の基準の地域における表示面積の合計(m^2) $A_p \div 5.0 + A_s \div 10.0 \leq 1$	
	色彩 最大面積色の明度(V)	最大面積色が無彩色の場合： $2 \leq V \leq 8$ (富士見BP地区は、 $V \geq 2$) 最大面積色が上記以外の場合：共通基準の通り	
	その他	※1 建築物を利用する広告物等への設置は許可しない ※2 表示内容の基準は次ページ解説(全地区共通の基準)	

その他
(共通事項)

- 表示または設置する場所は、誘導のためやむを得ないと認められるものであること
- ネオン管を使用しないこと
- 照明が点滅しないこと
- 表示の内容が変化するものでないこと（第三種を除く）
- 主たる表示内容が、誘導を目的としたものであること

誘導目的以外
の表示面積



誘導目的
の表示面積

- 住所、電話番号、業種名、営業日・時間、URL、キャッチフレーズ、写真・絵画等、誘導目的以外の表示内容

- 誘導目的の表示面積は誘導目的以外の表示面積より大きいこと
- 誘導目的の表示内容は、店舗・事業所名、方向、案内図、距離等で、営業内容等を含まないもの
- 店舗・事業所名及び誘導に必要な方向、案内図等を必ず表示すること



イメージ

2-3 工作物を利用する広告物等に係る基準

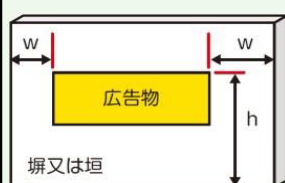
広告物の種類・基準

御師住宅地区の基準

横町B P地区の基準

富士見B P地区の基準

1. 塀又は垣を利用する広告物等



高さ(h)

$h \leq 2.5\text{m}$

表示面積(A)

1方向の表示面積の合計(S)

$S \leq 20\text{m}^2$

道標・案内図にあっては、 $A \leq 1\text{m}^2$

$S \leq 20\text{m}^2$

道標・案内図にあっては、 $A \leq 2\text{m}^2$

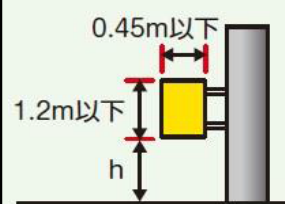
枚数

道標・案内図にあっては、1方向につき2枚以下

その他

- ・塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)
- ・自家用広告物以外の広告物等(道標・案内図を除く)は、許可しない

2. 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(以下「電柱等」という)に添加する広告物等



道路面からの
クリアランス(h)

車道： $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道： $h \geq 2.5\text{m}$

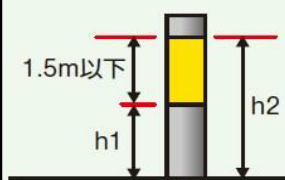
大きさ

縦 $\leq 1.2\text{m}$ 横 $\leq 0.45\text{m}$

枚数

電柱等1本につき1枚まで

3. 電柱等に巻き付ける広告物等



高さ(h)

下端までの高さ(h1)： $h1 \geq 1.2\text{m}$
上端までの高さ(h2)： $h2 \leq 3.5\text{m}$

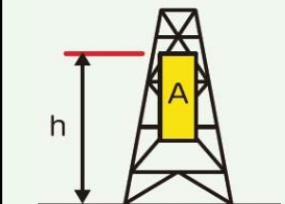
大きさ

縦 $\leq 1.5\text{m}$

個数

電柱等1本につき2個まで

4. その他の工作物を利用する広告物等



高さ(h)

$h \leq 5\text{m}$

表示面積(A)

1工作物につき表示面積(A)の合計(S)： $S \leq 4\text{m}^2$

2-4 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

1方向の表示面積の合計(S1)

全方向の表示面積の合計(S2)

・ $S1 \leq 5\text{m}^2$

・ 1車両、船舶につき、 $S2 \leq 10\text{m}^2$

・ バス及び電車にあつては、1車両につき表示面積の合計(S2)が底部を除く表面積の3/10以下

2-5 簡易な広告物等に係る基準

広告物の種類・基準

御師住宅地区の基準

横町B P地区の基準

富士見B P地区の基準

1. 広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く)



道路面からの
クリアランス(h1)

車道 : $h1 \geq 4.5\text{m}$ 歩道 : $h1 \geq 2.5\text{m}$

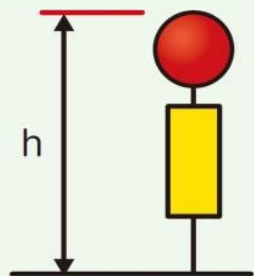
高さ(h2)

$h2 \leq 5\text{m}$

表示面積(A)

1枚1方向あたり : $A \leq 4\text{m}^2$

2. アドバルーン



許可しない

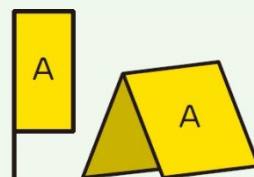
3. 貼紙又は貼札



表示面積(A)

1枚につき : $A \leq 1\text{m}^2$

4. 立て看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの



表示面積(A)

1つにつき : $A \leq 2\text{m}^2$

その他

道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上離すこと
但し、自家用かつ設置数が3以下の場合はこの限りでない

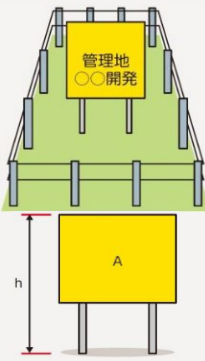
3 許可が不要な広告物

自家用広告物や以下の広告物は、一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。（以下、「適用除外」と言います。）なお、適用除外の自家用広告物については、共通基準(p2～3参照)を、許可が必要な広告物と同様に満たす必要があります。

自家用広告物以外の適用除外広告物（下記の広告物の種類によっては一定の基準を満たす必要があります）

- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
- ・他の法令の規定に基づいて表示するもので規格又は場所が定められているもの
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの（3-1.一定の適用除外基準有り）
- ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
- ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物（3-1.一定の適用除外基準有り）
- ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの（3-1.一定の適用除外基準有り）
- ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの（3-1.一定の適用除外基準有り）

3-1.自家用広告物以外の広告物に係る適用除外基準

広告物の種類・基準		御師住宅地区の基準	横町B P地区の基準	富士見B P地区の基準
1.自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物				
	高さ(h)	h≦3m		
	表示面積(A)の合計(S)	一団の土地または1物件につき、S≦3㎡		
	色彩 最大面積色の明度(V)	・使用する色彩の数が3色以下であること（地の色を含む） ・最大面積色が無彩色の場合：2≦V≦8（富士見BP地区は、V≧2） ・最大面積色が上記以外の場合：共通基準の通り		
	その他	・屋上へ掲出されるものでないこと ・照明が点滅しないこと ・ネオン管を使用していないこと ・表示内容が変化するものでないこと		
2.寄贈者等を表示する広告物				
	表示面積(A)	・同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積と当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積の割合：1/20以下 ・A≦0.5㎡		
	個数・色彩・最大面積色	1物件につき1個 <u>色彩・最大面積色</u> については <u>共通基準</u> (p2～3参照)と同様		
3.集会及び政治活動等の広告物(7日以内の期間に限る)				
	表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置する期間が見やすい個所に記載されたものであること		

3-2 自家用広告物に係る適用除外基準

広告物の種類・基準

御師住宅地区の基準

横町B P地区の基準

富士見B P地区の基準

共通基準

表示面積(A)の合計(S)

$S \leq 10\text{m}^2$

その他

表示内容が変化するものでないこと

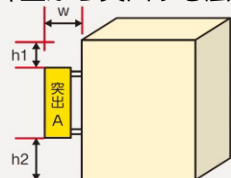
個別基準

(1)建築物を利用する広告物等に係る基準

屋上に表示され、又は設置される広告物等

表示し、又は設置しないこと

外壁から突出する広告物等



高さ(h)

- ・外壁の上端から突出しないこと(h1)
- ・道路面からのクリアランス 車道 : $h2 \geq 4.5\text{m}$ 歩道 : $h2 \geq 2.5\text{m}$

表示面積(A)

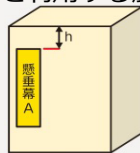
1個1方向につき : $A \leq 2\text{m}^2$

1個1方向につき : $A \leq 5\text{m}^2$

その他

外壁からの突出幅(W) : $W \leq 1.5\text{m}$

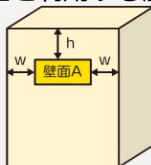
外壁を利用する広告物等(懸垂幕の場合)



高さ(h)

外壁の上端から突出しないこと(h)

外壁を利用する広告物等(懸垂幕以外の場合)



高さ(h)

外壁の上端から突出しないこと(h)

その他

外壁の側端から突出しないこと(W)

(2)建植する広告物等に係る基準



高さ(h)

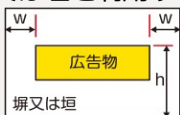
$h \leq 5\text{m}$

1方向の表示面積(A)

$A \leq 4\text{m}^2$

(3)工作物を利用する広告物等に係る基準

塀又は垣を利用する広告物等



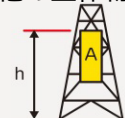
高さ(h)

$h \leq 2.5\text{m}$

その他

塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)

その他の工作物を利用する広告物等



高さ(h)

$h \leq 5\text{m}$

表示面積(A)

1工作物につき表示面積(A)の合計(S) : $S \leq 4\text{m}^2$

(4)簡易な広告物等に係る基準

広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く)



高さ(h)

- ・道路面からのクリアランス 車道 : $h1 \geq 4.5\text{m}$ 歩道 : $h1 \geq 2.5\text{m}$
- ・地上から広告物の上端までの高さ(h2)が5m以下であること

表示面積(A)

1枚1方向につき : $S \leq 4\text{m}^2$

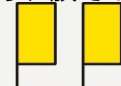
その他

塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)

アドバルーン

表示し、又は設置しないこと

のぼり、旗その他これらに類するもの



その他

- ・道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上離すこと
但し、設置数が3以下の場合はこの限りでない

(5)車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

1方向の表示面積の
合計(S1)

・ $S1 \leq 5\text{m}^2$

全方向の表示面積の
合計(S2)

・ 1車両、船舶等につき、 $S2 \leq 10\text{m}^2$

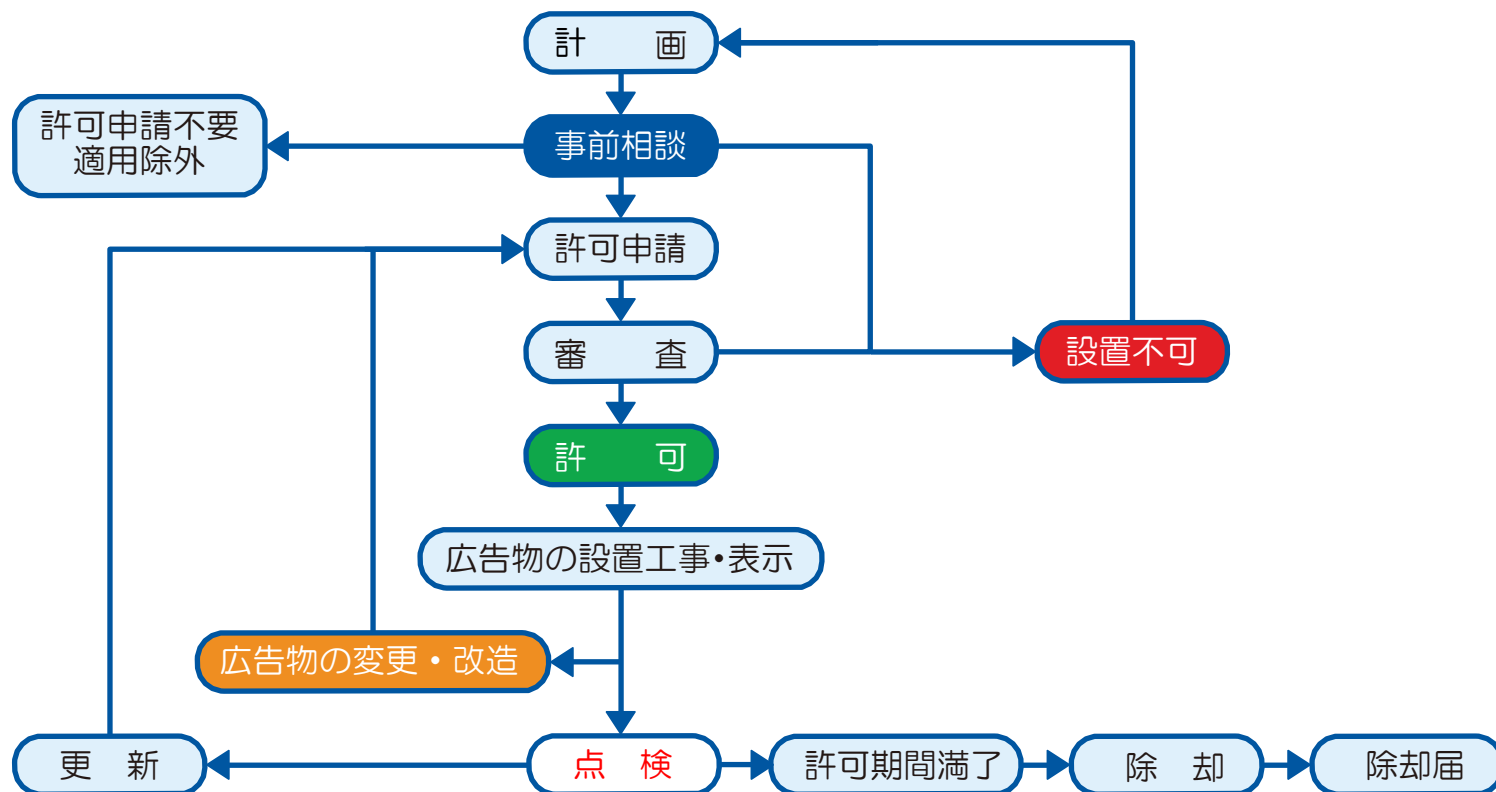
- ・ バス及び電車にあっては、1車両につき表示面積の合計(S2)が底部を除く
表面積の3/10以下であること

4 手続き・義務

4-1.許可申請等の手続き

適用除外とならない広告物を表示するためには、原則として知事（広告物を表示しようとする市町村に事務が移譲されている場合には、当該市町村の長）の許可が必要です。

1.1 許可申請の流れ



○申請等の時期

新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで

既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで

許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで

広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

点検の時期：許可の有効期間満了の日まで

1.2 管理者の設置

許可が必要な広告物は管理者を置かなければなりません。

また、広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは次のいずれかの資格を有する管理者でなければなりません。

- (1) 屋外広告士
- (2) 建築士
- (3) 山梨県又は他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- (4) 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術科に係るものに限る）、技能検定合格者（広告美術仕上げに係るものに限る） など

なお管理者が不要な広告物もあります。

建築物の外壁等に直接塗装して表示するもの、貼紙、貼札、広告旗、立看板、車両・船舶に表示するもの、その他これらに類するもの

1.3 各種申請・届出時に必要な書類について

●:添付が必ず必要なもの

▲:場合により添付が必要なもの

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更申請	変更届		更新申請	除却届	備考
			表示者等	広告物等の管理者			
申請書・届出書	●	●	●	●	●	●	(例) 建植、壁面、道標・案内図等
手数料	●	●			●		
委任状	▲	▲			▲		委任されている場合のみ添付
付近見取図	●				●		・ 設置場所は赤色で表示すること ・ 写真撮影箇所、方向を表示すること
写真	●	●			●	●	不特定多数の人が見る方向からのもので、 新規: 設置する場所の状況 変更: 現在掲出されている状況 更新: 現在掲出されている状況 除却: 除却された状況
図面・仕様書等 (配置図等)	●	●			●		(例) 配置図、広告物の設計図面、広告物の面積集計表、壁面利用広告物の建物壁面面積に対する表示面積の割合が確認できる図面等
確認済証の写し等	▲				▲		堅ろうなものであることを証明する場合のみ添付
土地・建築物等使用承諾書	▲				▲		他人が所有する土地・建築物等を利用する場合 (上空に突出する場合も含む)のみ添付 ※道路敷地にかかる場合、別途、道路管理者の許可が必要)
管理者設置届	●	●					広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格証の添付が必要
資格証の写し	▲	▲					
返信用の封筒1部 (切手共)	▲	▲			▲		・ 郵送にて許可書を受け取りたい場合のみ添付 ・ 郵送が相応しくないものについては、郵送不可(例: 許可済証印を押すような広告物等)
広告物等安全点検報告書					●		
・ 点検後の写真					●		点検後又は必要な補修等を行った後の全景写真 (上記内容が確認できる写真であれば、状況の写真と併用でもよい)
・ 点検資格証の写し					▲		広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する点検者の必要のため、資格証の添付が必要
提出部数	2部	2部	1部※	1部※	2部	1部※	※ 副本返付が必要な場合には、副本をあわせて提出すること。その際、副本を郵送で受け取りたい場合は返信用の封筒(切手共)も添付すること

1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更)

- (1) 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で、当該広告物等の主たる構造及び許可時に付された条件の変更を伴わないもの
- (2) 広告物の塗装替えで表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの
- (3) 興行場に設置した広告物を掲出する物件に掲出される、当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (4) 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕を掲出する物件に掲出される、自己の営業の内容を表示する懸垂幕の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (5) 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で、当該掲示板の位置及び形状の変更を伴わないもの

1. 5 許可期間と手数料

広告物の種類・種別		許可期間	照明有無	手数料	
貼紙		60日	なし	100枚までごと	470
			あり		564
貼札		60日	なし	10枚までごと	600
			あり		720
立看板		60日もしくは2年以内	なし	5枚までごと	1,290
			あり		1,548
アーチ		2年以内	なし	1基につき	2,680
			あり		3,216
		3年以内	なし	1基につき	4,020
			あり		4,824
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内	なし	1㎡までごと	220
			あり		264
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内	なし	5個までごと	1,250
			あり		1,500
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
アドバルーン		60日もしくは2年以内	なし	1基につき	1,710
			あり		2,052
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内	なし	5本までごと	1,000
			あり		1,200
その他広告物等 （上記以外の屋上、外壁、 突出、建植広告物等）	堅ろうでないもの	1年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
	堅ろうなもの ※	2年以内	なし		600
			あり		720
		2年以内	なし		400
			あり		480
		3年以内	なし		600
			あり		720

※ 堅ろうなものとは、耐久性を有する構造で建築基準法の規定に基づく建築主事の確認を受けた広告物をいいます。

※ 手数料は山梨県収入証紙を金額分購入いただき申請書に添付して提出してください。

※ 山梨県証紙販売場所：・富士・東部地区食品衛生協会（富士吉田合同庁舎福祉保健事務所内）

・山梨中央銀行など（詳細はURL:<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/92858620979.html>）

＜手数料の算定方法について＞ 詳細は、「山梨県屋外広告物条例取扱い基準43」を参照

（手数料算定の際の留意点）

- ・受けようとする有効期間（60日、1年以内、2年以内、3年以内）毎に申請すること。
- ・複数の広告物がある場合は、建築確認の有（堅ろう）・無（堅ろうでない）に分けた上で、照明ありと照明なしに区分し、さらに広告物の種類・種別毎に算定すること。なお、通電の有無に関わらず、照明装置が付いているものは照明ありと区分する。
- ・1つの申請書で複数の事業所の申請を行う場合は、手数料の算定は事業所ごとに行い、その金額の合計を納付するものとする。

（例）事業所Ⅰ：壁面A 12.50㎡→13×400円=5,200円

事業所Ⅱ：建植C 0.53㎡+壁面E 10.05㎡=10.58㎡→11×400円=4,400円

納付金額：5,200円+4,400円=9,600円

広告物の種類・種別	算定方法
貼紙	・申請する数量を、それぞれの単位で除して得た値（小数点以下の端数は切り上げ）に単価を乗じて算出する。 （例）のぼり6本→6本÷（5本までごと）=1.2→2×1,000円=2,000円
貼札	
立看板	
電柱、街灯柱等に表示等するもの	
のぼり、旗等	・申請する数量に、それぞれ単価を乗じて算出する。 （例）アドバルーン1基×1,710円=1,710円
アーチ	
アドバルーン	・広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） ・広告物の種類・種別毎に表示面積を和して小数点以下の端数を切り上げ、単価を乗じて算出する。なお、車両は、一編成毎に算出し和する。 （例）横断幕A 15.20㎡+横断幕B 12.15㎡=27.35㎡28×400円=11,200円
車両、船舶等に表示等するもの	
横断幕、懸垂幕	・広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） （例）壁面A 12.505㎡→12.50㎡建植B 5.625㎡→5.62㎡ ・単価が同一の広告物の面積は合算する。（例）壁面A 12.50㎡+建植B 5.62㎡=18.12㎡ ・表示面積の合計に単価を乗じて算出する際、小数点以下の端数を切り上げる。（例）壁面A+建植B：18.12㎡→19×400円=7,600円
その他広告物等 （上記以外の屋上、外壁、 突出、建植広告物等）	

（※広告物ごとについて）

- ・複数面ある建植看板の場合、1面ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- ・板面の場合は、板面の面積ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- ・壁面に文字を塗装又は個別の文字板による看板の場合、合計面積を小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（合計の算出は基準ごと 例：壁面の合計を端数処理、屋上の合計を端数処理する。）
- ・1つの看板が0.01㎡未満の場合、0.01㎡とする。

4-2 表示する者の義務

広告物を表示する者には、許可の要不要にかかわらず次の義務があります。

2. 1 許可の表示

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、許可済証（シール）を交付しますので許可を受けた広告物に貼付してください。

2. 2 管理義務

広告物を表示する者または広告物の管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

2. 3 点検義務

広告物を設置する者または広告物の管理者は、その広告物の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認、その他の安全性の点検を行わなければなりません。

また、広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは、「P10 1.2 管理者の設置」の資格を有する点検者でなければなりません。

次の広告物等は点検義務の対象外ですが、適正な管理は必要です。

建築物の外壁等に直接塗装して表示するもの、貼紙、貼札、広告旗、立看板、車両・船舶に表示するもの、その他これらに類するもの

※点検方法等詳細については、山梨県HPより「山梨県屋外広告物安全点検指針」をご覧ください。

URL:https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/kaisei_anzentenken.html

2. 4 除却義務

広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたときなどは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

5 屋外広告業について

屋外広告業の登録・申請・書類・届出・責務 等

山梨県ホームページより『屋外広告物の手引き』の「屋外広告業について」の項目をご確認ください。（本手引きでは記載を省略します。）

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/okugaikoukoku/okugaikoukokusecchi.html>

内の『屋外広告物の手引き（PDFファイル）』をダウンロード

●屋外広告業に関するお問い合わせは 山梨県 県土整備部 県土整備総務課 景観づくり推進室
400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1325 FAX 055-223-1857

6.違反広告物に対する措置及び罰則

6-1.違反広告物

条例や規則に違反した広告物とは次のものです。

- (1) 禁止広告物
- (2) 禁止物件や禁止地域に適用除外となる要件を超えて表示された広告物
- (3) 必要な許可を受けずに表示された広告物
- (4) 許可条件に対する違反や、管理義務・除却義務を怠った広告物

1. 1 措置等

条例や規則に違反した広告物とは次のものです。

- (1) 広告物の表示等の許可を受けた者に違反等があった場合、許可を取り消します
- (2) 違反広告物を表示した者に対する是正指導に従わなかったときは、集中的に指導します
- (3) 違反広告物を表示した者に対して、表示の停止、改修、移転、除却その他必要な措置を行うよう勧告します
- (4) 勧告に従わない場合はその勧告内容（氏名等）を公表し、必要な措置を命じます

6-2.罰則

屋外広告物条例に違反すると次のような罰則が課せられることがあります。

- (1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - ・不正の手段により登録を受けた者
 - ・営業の停止の命令に違反した者
- (2) 50万円以下の罰金
 - ・違反に対する措置命令に従わなかった者
- (3) 30万円以下の罰金
 - ・禁止物件での広告物表示等、あるいは禁止地域及び許可地域の規定に違反して広告物等を表示した者
 - ・許可を受けた広告物等を、変更の許可を受けずに変更し、又は改造した者
 - ・許可期間満了又は許可取り消しとなった広告物等を除却しなかった者
 - ・広告物を表示する者等で知事の求めに対し報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 - ・屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・業務主任者を選任しなかった者
- ・屋外広告業者で知事の求めに対し報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- (4) 上記（1）～（3）については違反の行為者を罰するだけでなく、その法人等に対しても罰金刑を適用する
- (5) 5万円以下の過料
 - ・廃業の届出を怠った者
 - ・営業所に標識を掲げない者
 - ・営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

お問い合わせ先

屋外広告物担当窓口（景観保全型広告規制地区）

景観保全型広告規制地区における屋外広告物の許可基準、許可申請手続きなどの相談は市町村ごとに異なります。

○ 次の地域は県の出先機関へ

● 富士吉田市・鳴沢村・・・・・・・・・・富士・東部建設事務所 吉田支所 0555-24-9049

○ 富士河口湖町の場合は町役場へ

● 富士河口湖町・・・・・・・・・・富士河口湖町役場 0555-72-1976

○ 屋外広告業に関するお問い合わせは県の景観まちづくり室まで

山梨県 県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1325 FAX055-223-1857